

「当取引所が制裁内容を決定する際の留意事項」の策定について

2021年1月28日

株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当取引所は、取引参加者が業務規程第153条第1項各号に定める事項又は第161条第1項に該当することとなったと認める場合は、その内容に応じて、業務規程の規定に基づき制裁を行うこととしています。

制裁を行う目的は、当取引所市場における公益及び投資家保護を確保することにあります。そのためには、制裁の対象となる行為（以下「違反行為」といいます。）を行った取引参加者が同様の違反行為を再度起こすことを防止し、また、他の取引参加者においても、そうした違反行為を認識することにより、同様の行為を起こすことを未然に防ぐ必要があります。

また、2020年7月27日に、金融からコモディティまで幅広い商品のワンストップでの取引を可能とするいわゆる総合取引所実現のため、(株)東京商品取引所に上場していた貴金属、ゴム及び農産物の先物・オプションが(株)大阪取引所へ移管されました。これを受け、投資者の利便性向上等により、金融商品取引所市場における商品先物・オプション取引の市場流動性の向上が直接的には期待されますが、それに伴う商品先物取引全体の認知度の向上等により、商品取引所市場における商品先物取引についても、市場流動性の向上、ひいては国際競争力の向上等が期待されます。このような状況下、取引所市場へのアクセスにおいて市場のゲートキーパーとしての役割を担う取引参加者については、取引所市場の信頼性確保に極めて重大な責任を有していることから、取引参加者としての質をより一層高めていただくことが重要であり、そのために、違反行為の内容等によっては当取引所が適切な制裁を行う重要性も併せて一層高まっていると考えられます。

こうした点を踏まえ、当取引所が行う制裁の透明性や取引参加者における予見可能性を向上させることにより、当取引所の制裁の適正性、ひいては取引所市場における公正性・信頼性の維持・向上に資するものとの考えのもと、制裁の要否及びその内容を決定する際に考慮する項目をとりまとめた「当取引所が制裁内容を決定する際の留意事項」（別紙）を策定します。

II. 概要

別紙のとおりとします。

III. 実施時期（予定）

2021年3月下旬を目途とします。

以 上